

# 農業食料工学会 会則

(昭和 12 年 4 月 制定) (平成 8 年 4 月 改正) (平成 15 年 4 月 改正)  
(昭和 51 年 4 月 改正) (平成 8 年 7 月 改正) (平成 21 年 4 月 改正)  
(昭和 56 年 4 月 改正) (平成 9 年 4 月 改正) (平成 22 年 9 月 改正)  
(昭和 63 年 8 月 改正) (平成 12 年 4 月 改正) (平成 25 年 3 月 改正)  
(平成 5 年 4 月 改正) (平成 13 年 4 月 改正) \_\_\_\_\_部

平成 25 年 3 月改正部分

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、農業食料工学会と称する。

(事務局及び支部)

第 2 条 本会の事務局は、埼玉県内に置く。必要に応じて支部を置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関する学術の進歩発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学会誌、その他農業食料工学に関する資料、図書の編集・刊行
- (2) 講演会の開催
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第 5 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 3 章 会 員

(会員の種別及び名称)

第 6 条 本会の会員は、正会員、学生会員、特別会員、名誉会員、永年会員及び購読会員とする。

2. 正会員は、本会の趣旨に賛同し、入会する個人とする。
3. 学生会員は、本会の趣旨に賛同し、入会する学生とする。ただし、社会人である学生を除く。
4. 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、入会する企業体又は団体（以下「団体等」という。）とする。
5. 名誉会員は、とくに本会に功労があった者で、理事会において推薦され、評議員会の承認を受けた者とする。推薦の方法については別に定める。
6. 永年会員は、30 年以上の正会員歴を持つ 70 才以上の個人とする。
7. 購読会員は、学会誌の配布を受けることを目的として入会する機関又は団体等とする。

(入会及び退会)

第 7 条 入会を希望する者は、所定の会費を添えて入会申込書を本会に提出する。また、退会を希望する者は、その旨を本会に申し出なければならない。ただし、既納の会費は返付しない。なお、会費を 1 年間滞納した者には、学会誌の配布を中止し、2 年間滞納した者は、退会の申し出があったものとみなす。

(会費)

第8条 会員は、次の種別に従って毎年度会費を納めなければならない。ただし、名誉会員及び永年会員は会費納入の義務を負わない。また、学生会員から正会員へ移行した場合、会費を2年間に限り学生会員と同額に据え置く。

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| (1) 正会員  | 9,000円            |
| (2) 学生会員 | 4,000円            |
| (3) 特別会員 | 1口 50,000円 (1口以上) |
| (4) 購読会員 | 12,000円           |

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を汚し、又は本会の目的に反する行為があったと認められるときは、理事会の決議により、その会員を除名することができる。

#### 第4章 役員及び評議員等

(定数及び選任)

第10条 本会に理事(会長、副会長及び支部長を含む。)20名以内、監事2名並びに評議員100名以内を置く。

2. 会長、理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員の選出は、評議員及び役員選出規程の定めるところによる。
3. 支部長は、各支部で1名を選出するものとし、その選出は各支部規約による。
4. 会長は、正会員の中から副会長候補2名を推薦し、評議員会の承認を経て、これを副会長とする。
5. 会長は、正会員の中から副会長候補以外に理事候補2名以内を推薦し、評議員会の承認を経て、これを理事とすることができる。
6. 役員及び評議員の任期は、2年とする。役員の重任(連続就任)は2期までできるものとする。ただし、支部長にあっては支部長に選出されて以降の2期までとする。
7. 役員及び評議員に欠員を生じた場合は、評議員及び役員選出規程の定めるところによる。

(役員及び評議員の業務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって副会長がその業務を代行する。

2. 副会長は、会長を補佐する。副会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、理事がその業務を代行する。
3. 理事は、本会に関する業務を執行する。
4. 評議員は、本会に関する重要な業務を審議する。
5. 監事は、本会の会計及び業務を監査し、その結果を総会に報告する。

(委員会及び幹事)

第12条 本会に庶務委員会、編集委員会、財務委員会、企画委員会、~~表彰委員会、情報委員会及び国際交流委員会~~を設け、各々委員長1名及び若干名の委員をもって組織する。また、理事会の決議を経て、必要に応じて他の委員会を設けることができる。

2. 各委員会に若干名の幹事を置くことができる。

#### 第5章 部会

(部会の設置)

第13条 本会は、各専門領域内の相互交流・質の向上を図るため、複数の部会を置くことができる。

2. 部会の新設、改廃は理事会で決定する。
3. 各部会に部会長1名を置く。
4. 部会の運営方法は別に定めるところによる。

(部会への登録)

第14条 部会への参加は、会員による登録制とする。

2. 会員による複数部会への登録、登録解除を可能とする。

3. 部会登録方法は別に定めるところによる。

## 第6章 運営・決議機関

(理事会の組織と議決事項)

第15条 理事会は、理事をもって組織し、評議員会に提出する議案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務の執行に必要な次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算処理に関する事項
- (3) 表彰に関する事項
- (4) その他本会の運営上必要な事項

2. 会長は必要に応じ、理事以外の者に理事会への出席を要請することができる。

(理事会の招集)

第16条 理事会は、毎年度複数回開催することとし、会長が適宜招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から議題を定めて開催請求があった場合、会長はすみやかにこれを招集しなければならない。

(理事会の定足数)

第17条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、当該事項について委任状をもってあらかじめ意思を表明した者は、これを出席とみなす。

(理事会の議長)

第18条 理事会の議長は、原則として会長が務める。

(理事会の議決)

第19条 理事会の議事は、委任状による出席を除く出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(評議員会の組織と議決事項)

第20条 評議員会は評議員をもって組織し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算処理に関する事項
- (3) 表彰に関する事項
- (4) その他本会の運営上必要な事項

(評議員会の招集)

第21条 評議員会は、毎年度1回以上開催することとし、会長が必要と認めるとき又は評議員現在数の3分の1以上から議題を定めて開催請求のあった場合、会長がこれを招集する。

(評議員会の定足数)

第22条 評議員会は、評議員現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、当該事項について委任状をもってあらかじめ意思を表明した者は、これを出席とみなす。

(評議員会の議長)

第23条 評議員会の議長は、開催ごとに出席者の互選で決める。

(評議員会の議決)

第24条 評議員会の議事は、委任状による出席を除く出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の構成と議決事項)

第 25 条 総会は、正会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 学会の基本方針に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 会則はじめ重要な規程等の承認
- (5) その他本会の運営上必要な事項

(総会の招集)

第 26 条 総会は、毎年度 1 回以上開催することとし、会長が必要と認めるとき又は正会員現在数の 5 分の 1 以上から議題を定めて開催請求があった場合、会長がこれを招集する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員現在数の 5 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし、当該事項について委任状をもってあらかじめ意志を表明した者は、これを出席とみなす。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、開催ごとに出席者の互選で定める。

(総会の議決)

第 29 条 総会の議事は、委任状による出席を除く出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第 7 章 補 則

(規程及び細則等)

第 30 条 本会則の施行に必要な規程、細則等は、理事会において定める。

(会則の変更)

第 31 条 本会則を変更するには総会の承認を経なければならない。

附 則

本会則は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。